

令和6年度「電気使用安全月間」の実施について

電気安全関東委員会

電気は、現代の社会において最も重要な社会インフラの一つであり、電気への依存度が高まる中、電気の安全性や安定供給の確保、消費者が安心して電気を利用できる環境が求められています。合わせて、その実現を支える電気設備の保安確保、電気技術者の確保・育成、一般の電気使用者への電気知識の普及啓発なども、引き続き重要な取り組みとなっています。

東京消防庁の「令和5年中の火災の概要について」（速報値）によると、令和5年の火災件数は4,330件で前年に比べ377件増加となっています。このうち、電気設備機器の火災件数は増加傾向にあり、1,512件（前年より45件増加）で全火災の約3割以上（34.9%）を占めています。

また、令和5年度の関東東北産業保安監督部管内における電気事故は、自家用電気工作物電気事故報告（速報値）によると、感電死傷事故は13件（令和4年度は10件）発生しており、このうち死亡事故が2件となっており、件数は横ばいではあるもののいまだ年間に二桁の死傷事故が発生しています。一方、電力システムの安定供給に影響を及ぼす波及事故は73件発生しており、引き続き設備の自然劣化、設備の保守不完全等が主な事故要因となっています。

近年、地震や集中豪雨、台風などの自然災害が激甚化・頻発化しており、電力設備や自家用電気設備なども大きな影響を受けています。このような中、日頃の電気設備管理はもとより、災害時の緊急対応や災害に強い設備対策を施す等、レジリエンス強化が求められています。

一般の電気使用者に対する電気知識の向上や電気火災・感電の防止の啓発、自家用需要家においては、経年劣化に対する電気設備の適切な保守点検や計画的な設備更新による波及事故の防止、並びに感電災害の防止は引き続き重要な取り組み事項と言えます。特に電気工事の資格を持たない方が電気技術者等に依頼せずに工事し、感電に至るケースも散見されており、引き続き注意喚起が必要です。

これらを踏まえ、当委員会は本年も経済産業省主唱による「電気使用安全月間」運動に積極的に参加し、電気関係者と相携えて諸活動を推進することとします。

重点活動テーマ

- (1) 感電・火災の防止のため、身近な配線・コンセントを見直しましょう
- (2) 無資格の電気工事は法令違反です、必ず電気工事士の資格を持った方に依頼しましょう
- (3) 自家用設備は、適切な保守点検と計画的な更新で電気事故の未然防止に努めましょう
- (4) 地震、雷、風水害などの自然災害に備え、日頃から電気の安全に努めましょう
- (5) 被災時に命と生活を守るため、日頃から停電への備えを万全にしましょう

主 唱	経 済 産 業 省
実 施	電 気 安 全 関 東 委 員 会
後 援	東 京 消 防 庁
	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
実施期間	令和6年8月1日（木）～8月31日（土）
実施事項	令和6年度電気使用安全月間実施要領による

以 上

令和6年度電気使用安全月間実施要領

1. 重点実施事項

(1) 感電・火災の防止のため、身近な配線・コンセントを見直しましょう

○ 一般電気使用者（家庭、商店、工場等）に対する活動

- a. 一人暮らしの高齢者宅、文化財等の配線診断の実施
- b. 訪問時のひと声アドバイス等の実施
- c. 講演会、講習会、地域行事等での電気安全PR
- d. 新聞、テレビ、ポスター、パンフレット、WEB、広報誌、安全DVD等による電気安全や省エネのPR
- e. 中性線欠相保護機能付き漏電遮断器の取付けPR
- f. 屋外設置配電箱の雨水浸入防止対策PR
- g. 「施工証明書」を利用した新增設需要家への電気安全PR
- h. 「ご家庭の分電盤は大丈夫ですか？」を使用した電気安全PR
- i. 太陽光発電設備の点検・メンテナンスの勧奨

(2) 無資格の電気工事は法令違反です、必ず電気工事士の資格を持った方に依頼しましょう

○ 一般電気使用者に対する活動

- a. 点検、作業中の感電事故防止PR（再掲）
 - ・「感電死傷事故を防ぐのは「あなた」です！」を活用した啓発活動の実施
- b. 講演会、講習会、地域行事等での電気安全PR（再掲）
- c. 新聞、テレビ、ポスター、パンフレット、WEB、自治体広報誌及び安全DVD等による電気安全や省エネのPR（再掲）

(3) 自家用設備は、適切な保守点検と計画的な更新で電気事故の未然防止に努めましょう

○ 既設自家用施設に対する活動

- a. 点検、作業中の感電事故防止PR
 - ・「感電死傷事故を防ぐのは「あなた」です！」を活用した啓発活動の実施
- b. 「電気安全点検100項目」「電気安全のための点検要領」等を活用した日常管理の勧奨
- c. 高圧受変電設備の事故防止対策の勧奨
 - ・受変電設備に侵入する小動物対策の勧奨
 - ・屋外設置のキュービクルの雨水浸入防止対策の勧奨
- d. 波及事故防止のための情報提供および計画的な設備更新の勧奨
 - ・地絡継電保護装置付高圧交流負荷開閉器（PAS、UGS等）の設置・更新の勧奨
 - ・高経年高圧ケーブルの更新の勧奨（E-Eケーブルの選定）
 - ・避雷器内蔵タイプ高圧交流負荷開閉器への更新または高圧交流負荷開閉器近傍への避雷器設置の勧奨
 - ・「設備の新設・更新をご検討ください」「工事、点検時の停電のお願い！」「まずは確認、電気安全を考えましょう！」を活用した啓発活動の実施

○ 新設自家用施設に対する活動

- a. V T・L A内蔵G R付P A S、V T内蔵G R付U G Sの設置勧奨
- b. 高圧ケーブルへのE－Eケーブル使用の勧奨
- c. 推奨・認定キュービクルの使用に関する理解活動の実施

(4) 地震、雷、風水害などの自然災害に備え、日頃から電気の安全に努めましょう

○ 一般電気使用者に対する活動

- a. 訪問や街頭P R、WEB、パンフレット配布などによる電気安全P R
 - ・地震発生後の避難の際におけるブレーカーの遮断操作
 - ・感震ブレーカーの取付けP R
 - ・襲雷時におけるコンセントからのプラグの切離し
 - ・台風襲来前における屋外電気器具等のチェック
 - ・台風による家屋浸水の場合の電気機器取扱の注意
 - ・台風が去った後などに発生する切れた電線への接近禁止P R
 - ・風水害後の損傷や冠水した太陽光パネルでの感電注意のP R

○ 自家用施設に対する活動

- a. 電気設備の耐震性の点検・確認
 - ・「高圧受変電設備 耐震リスク簡易チェック表」の配布・活用
- b. 電気設備の雷害対策のP R
- c. 電気設備の地震・風水害対策のP R
 - ・「自然災害への備えはできていますか？」の配布・活用
 - ・「あなたの電気設備は大丈夫ですか？」の配布・活用

(5) 被災時に命と生活を守るため、日頃から停電への備えを万全にしましょう

○ 一般電気使用者・自家用施設に対する活動

- a. 訪問時や街頭P R、WEB、パンフレット配布などにより、停電への備えをP R

2. その他

① 建設工事及び電気工事従事者に対する活動

- a. 「施工証明書」活用状況の点検
- b. クレーン車使用業界に対する電気事故防止策の周知
- c. 土木・建設会社等に対する電気安全P R
 - ・冊子「建設現場のやさしい電気」活用による事故防止策の推進
- d. 必要に応じ講習会、懇談会、現場巡回指導等の実施

② 電気関係技術者の技能向上・安全の徹底

- a. 必要に応じ講習会、技能訓練、安全研修等の開催
- b. 電気安全DVDレンタルに関するP R

③ 「電気使用安全月間」活動の取り組み状況確認